令和５年１月 18 日

葬祭業者　各位

広域利根斎場組合『メモリアルトネ』

新型コロナウィルス感染症により亡くなられた方の対応の
変更について（通知）

平素、広域利根斎場組合『メモリアルトネ』の運営につきましては、深いご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和５年１月６日付事務連絡にて埼玉県を通じて、厚生労働省から同ガイドラインの改正についての通知がありました。

つきましては、当組合といたしまして下記のとおり対応を変更いたしますので、御了知くださるようお願いいたします。

記

１．火葬及び式場の利用（予約）について

新型コロナウィルス感染症により亡くなられた方と、それ以外の方と同様に取り扱うものとする。

1) 新型コロナウィルス感染症により亡くなられた方の火葬については、適切な感染対策を講じていただき、火葬時間帯に関係なく新型コロナウィルス感染症により亡くなられた方以外の方と同様に取り扱うものとする。

2) 新型コロナウィルス感染症により亡くなられた方の通夜、葬儀については、遺族等の方のご意向を踏まえ、適切な感染対策を講じていただき、新型コロナウィルス感染症により亡くなられた方以外の方と同様に取り扱うものとする。

２．　受付開始予定日

令和５年１月２５日(水)の予約システムによる利用予約受付分からとする。

なお、１月２４日までの電話予約はこれまでどおり１５時枠のみとする。

広域利根斎場組合『メモリアルトネ』
電話 0480-65-8234